

生徒心得

(1) 校内生活について

- ①学習に必要なでないものは、学校に持ってこないようにすること。
- ②高額な金銭や貴重品はなるべく学校に持ってこないようにすること。また、金銭や貴重品の管理は各自で行うこと。
- ③携帯電話などは、マナーモードにするなど授業に支障のないようにすること。授業中の使用は厳禁とする。
- ④校内の施設や備品などを大切にし、積極的に美化に努めること。
- ⑤友人など部外者の校内への立ち入りは許可した場合を除き禁止する。

(2) 服装容儀について

- ①服装は、華美にならないようにすること。また、式典に参列する場合は、その場にふさわしい服装や髪型で臨むこと。
- ②校内では、学校指定の上履き用スリッパを着用すること。
- ③通学には、スリッパなどを使用しないようにすること。
- ④授業中や集会中は帽子・タオル・ネックウォーマー・マフラーなどを取ること。ただし、特別な理由がある場合は、担任又は教科担任に申し出て許可を得ること。

(3) 登下校について

- ①自転車・バイクの二人乗りは原則として禁止する。ただし、バイクについては、別途要件を満たしている場合、審議をして許可することがある。
- ②公共交通機関を利用する生徒は、マナーを守り、他の乗客の迷惑にならないようにすること。
- ③バイクや自動車を利用する生徒は、交通法規を遵守し、安全運転を心がけること。
- ④生徒は通学形態の登録をすること。また、途中で通学手段や方法が変更した場合は、速やかに生徒指導部に届け出ること。
- ⑤バイク（原付を含む）・自動車を利用する生徒は、自賠責保険や任意保険に加入していること。
- ⑥登校時使用した自転車やバイク・自動車は校内の指定された場所に駐車すること。校外には駐車しないこと。
- ⑦校内に駐車後は、授業や課外終了後又は部活動終了時まで車両を移動させないこと。
- ⑧校内でエンジンを空ぶかししたり、大音量で音楽を鳴らしたりしないこと。
- ⑨校内では、徐行運転を心がけ、安全に留意すること。
- ⑩整備不良車・違法改造車などは使用しないこと。
- ⑪通学用のバイク・自動車の貸し借りはしないこと。

(4) 校外生活について

- ①20歳未満の者は、コンセプトカフェなどの風俗営業許可店でのアルバイトや立ち入りを禁止する。また、アルコールを提供する飲食店での22時以降のアルバイトや立ち入りも禁止する。
- ②未成年者による外泊は、原則として禁止する。ただし、外泊する必要があるときには、保護者の許可を得ること。
- ③学校外での事件や事故などがあった場合は、速やかに家庭及び学校に連絡すること。
- ④深夜徘徊をしないこと。

(5) 生徒指導部への許可及び届出事項

以下の事項の許可及び届け出は、学級担任を通じて必ず行うこと。

- ①住所又は電話番号を変更したとき。
- ②バイク、自動車などの運転免許の受験及びこれを取得したとき。
- ③道路交通法違反をしたとき、交通事故を起こしたり事故にあったとき。
- ④金銭・物品を遺失もしくは拾得したとき。
- ⑤校内外活動を行うとき。
- ⑥集会・宣伝・掲示などをするとき。